

災害時要援護者の避難生活支援に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）とは、災害時における高知県立高知若草養護学校での災害時要援護者への避難生活援護の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高知市内に地震、風水害及びその他の災害が発生した場合、又は発生が予測され、甲が避難勧告又は避難指示を発令した場合（以下「災害時」という。）における災害時要援護者への避難生活支援について、甲が乙に対して協力を要請することができること、及びその場合の手続を定めるものとする。

（災害時要援護者）

第2条 この協定における災害時要援護者とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

- (1) 家族などによる援護が見込めない者
- (2) 高知市で設定される避難所での避難生活が困難で、介護などの支援を要する者

（要請）

第3条 甲は、災害時において、災害時要援護者への避難生活援護が必要と認めるときは、乙に対し、支援を要請することができる。

- 2 乙は、やむを得ない事由のない限り、災害時要援護者への避難生活支援を行うものとする。
- 3 乙は、災害時の状況により、災害時要援護者への避難生活支援が必要と判断される場合は、甲よりの要請がなくとも、支援を行うものとする。
- 4 乙は、甲の要請なく災害時要援護者の避難生活支援を行った場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（支援内容）

第4条 乙は、災害時要援護者への避難支援にあつては、次に掲げる支援を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への避難生活支援を行う支援員等の配置及び避難生活支援
- (2) 災害時要援護者の状況の変化に対応する体制の確保
- (3) 災害時要援護者の避難生活支援に関する甲への報告及び費用に係る毎月の請求
- (4) 災害時要援護者の状況に応じた制度利用による生活支援体制への移行の援助

(協力体制)

第5条 乙は、第4条各号に掲げる支援を履行するに当たり、支援員等に不足を生じる場合は速やかに甲に連絡し、不足する人員の確保を要請するものとする。

2 甲は、乙から不足する人員の確保について要請があった場合は、乙以外でこの協定と同様の協定を結んでいる事業所等（以下「事業所」という。）に対し協力要請を行い、必要な人員数の確保を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は第4条各号の支援を実施したときは、災害時要援護者避難生活支援に関する報告書（別記様式）を作成し、甲に報告するものとする。

(費用等)

第7条 甲は、乙に対し、第4条各号に掲げる支援に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いを行う。

(1) 災害時要援護者に要する食費

(2) その他災害時要援護者支援に関して必要な紙オムツやストーマ用装具等乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 乙は、災害時要援護者の支援に関し、新たにスロープや手すり等の設置を行う場合は事前に甲に了承を得て設置するものとし、その請求は当該設置事業者が甲に直接請求を行うよう指示するものとする。

(費用の決定)

第8条 災害時要援護者の支援に係る費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める基準及び市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、第7条第1項各号の費用を甲に請求する場合は、費用に関する請求書（別紙）により甲に請求するものとする。

2 前項の場合において、第7条第1項第2号に掲げるものについては領収書を添付し、請求することとする。

3 乙が災害時要援護者及びその家族等の要請により、第4条各号に掲げる支援や甲の要請事項を超える支援を行った場合には、その超える部分に係る経費は当該要請を行った者に請求することとする。

4 前項に定めるもののほか、災害時の状況又は、やむを得ない事由により、避難生活支援を行った場合については、甲乙協議のうえ、費用の請求を行うものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙の指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、災害時要援護者への支援活動において知り得た個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、乙は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲の会計年度の末日までとし、甲乙双方に異議の無い場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく要請及び指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年1月27日

甲 高知市
代表者 高知市長

乙 高知県教育委員会
代表者 教育長

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による業務を履行するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者への周知)

第3 乙は、この協定による業務の履行に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この協定による業務を履行するために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報をこの協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、この協定による業務を履行するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この協定による業務を履行するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾がある場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この協定による業務を履行するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第7ただし書の規定により複写又は複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の履行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第13 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この協定を解除することができる。